

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書																																
令和 7年 5月 29日																																
愛知県知事殿																																
提出者																																
住 所 愛知県名古屋市名東区上社1-408																																
氏 名 三井ホーム株式会社 中部支社																																
中部建設事業部 部長																																
電話番号 052-747-3431																																
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																																
事業場の名称	三井ホーム株式会社中部支社 中部建設事業部																															
事業場の所在地	愛知県名古屋市名東区上社1-408																															
計画期間	2025（令和7）年 4月 1日 ～ 2026（令和8）年 3月 31日																															
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																
① 事業の種類	06:総合工事業																															
② 事業の規模	44億1579万																															
③ 従業員数	33人																															
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・がれき類</td><td>→選別・破碎</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・ガラス 陶磁器コンクリートくず</td><td>→選別・破碎</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・廃プラスチック</td><td>→選別・破碎・圧縮・焼却</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・金属くず</td><td>→選別・破碎</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td>→選別・焼却・破碎</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・木くず</td><td>→選別・破碎・焼却</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・紙くず</td><td>→選別・焼却・圧縮</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・廃石膏ボード</td><td>→選別・破碎</td><td>→再生利用</td></tr><tr><td>・混合廃棄物</td><td>→選別</td><td>→再生利用・埋立処分</td></tr><tr><td>・石綿含有混合廃棄物</td><td>→埋立処分</td><td></td></tr></table>		・がれき類	→選別・破碎	→再生利用・埋立処分	・ガラス 陶磁器コンクリートくず	→選別・破碎	→再生利用・埋立処分	・廃プラスチック	→選別・破碎・圧縮・焼却	→再生利用・埋立処分	・金属くず	→選別・破碎	→再生利用	・繊維くず	→選別・焼却・破碎	→再生利用・埋立処分	・木くず	→選別・破碎・焼却	→再生利用・埋立処分	・紙くず	→選別・焼却・圧縮	→再生利用	・廃石膏ボード	→選別・破碎	→再生利用	・混合廃棄物	→選別	→再生利用・埋立処分	・石綿含有混合廃棄物	→埋立処分	
・がれき類	→選別・破碎	→再生利用・埋立処分																														
・ガラス 陶磁器コンクリートくず	→選別・破碎	→再生利用・埋立処分																														
・廃プラスチック	→選別・破碎・圧縮・焼却	→再生利用・埋立処分																														
・金属くず	→選別・破碎	→再生利用																														
・繊維くず	→選別・焼却・破碎	→再生利用・埋立処分																														
・木くず	→選別・破碎・焼却	→再生利用・埋立処分																														
・紙くず	→選別・焼却・圧縮	→再生利用																														
・廃石膏ボード	→選別・破碎	→再生利用																														
・混合廃棄物	→選別	→再生利用・埋立処分																														
・石綿含有混合廃棄物	→埋立処分																															

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024（令和6）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り	
	(これまでに実施した取組) 1) OSプレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 2) 屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 3) 現場投入量の削減策を検討し、試行した。 4) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り	
	(今後実施する予定の取組) 1) OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、関係各位への指導・徹底を行った。 ＜袋詰め排出＞①廃石膏ボード、②廃プラスチック類、③木くず、④紙くず、⑤金属くず、⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) ＜束ねて排出＞⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)、⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 ＜袋詰め排出＞①廃石膏ボード、②廃プラスチック類、③木くず、④紙くず、⑤金属くず、⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) ＜束ねて排出＞⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)、⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024（令和6）年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024（令和6）年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024（令和6）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024（令和6）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
（これまでに実施した取組） 1）産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 2）廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 3）廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。 4）新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。 5）委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年 1 回 最終処分場ー 3 年に 1 回		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理責任者	三井ホーム 本社 建設事業推進部長
廃棄物処理統括責任者	中部支社 中部建設事業部長
廃棄物処理責任者	中部建設事業部 生産グループ長、施工グループ長、中部オーナーサポート部 技術グループ長、リフォーム事業グループ長
廃棄物処理担当者	中部建設事業部 施工グループ工事担当者、中部オーナーサポート部 オーナーサポート技術担当者、リフォーム担当者

廃棄物管理責任者	
職位	三井ホーム本社 建設事業推進部長
権限	産業廃棄物に関する業務の責任者として、三井ホーム 部・支店およびFC会社の業務遂行を指揮・管理する。

廃棄物処理統括責任者	
職位	中部支社 中部建設事業部長
権限	廃棄物処理に関する三井ホーム部・支店の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。

廃棄物処理責任者	
職位	中部建設事業部 生産グループ長、施工グループ長、中部オーナーサポート部 技術グループ長、リフォーム事業グループ長
権限	部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。

廃棄物処理担当者	
職位	中部建設事業部 施工グループ工事担当者、中部オーナーサポート部技術担当者、リフォーム担当者
権限	廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。

(別紙2)

産業廃棄物処理計画一内訳書一

事業場の名称

三井ホ一ム(株)中部支社 中部建設事業部

1. 前年度の産業廃棄物発生量

(单位:t/年)

[illegible]

2. 本年度の目標

(单位:t/年)

[illegible]